

働きやすい環境整備推進事業の概要について

1 事業の趣旨

育児・介護中の医師が働きやすい環境を整備するための取組を行う病院を支援することで、育児・介護中の医師の離職防止、就業継続を図る。

2 事業の内容

(1) 宿直等代替医師活用支援

医師の宿直・休日勤務等を免除し、当該医師の代わりの非常勤医師を宿直等に勤務させる医療機関に対し、その人件費を補助する。

(2) 短時間勤務に係る代替医師活用支援

短時間正規雇用の勤務形態により医師を雇用する医療機関に対し、診療日における、当該勤務形態により勤務する医師の労働時間短縮分を補填した非常勤医師にかかる人件費を補助する。

〔 短時間正規雇用について 〕

フルタイムの職員よりも所定労働時間が短く残業が基本的にない正規雇用職員。就業時間に比例した待遇が得られ、社会保険の適用も受ける。

※ 通常の正規雇用職員、短時間正規雇用職員、パート職員の一般的な相違点

	契約期間	退職金	昇進	育児休業	社会保険
通常の正規雇用職員	無期	○	○	○	○
短時間正規雇用職員	無期	○	○	○	○
パート職員	有期	×	×	△	△

3 補助制度の概要

宿直等代替医師活用支援	短時間勤務に係る代替医師活用支援
〔補助対象とする医療機関〕 ○ 育児・介護を理由として、医師の宿直・休日勤務等を免除し、当該医師の代わりの非常勤医師を宿直等に勤務させる医療機関 ※育児の対象となる子の年齢は小学校就学の始期に達するまでの子	〔補助対象とする医療機関〕 ○ 育児・介護を理由として短時間勤務を行う医師の労働時間短縮分を非常勤医師に勤務させる医療機関 ※育児の対象となる子の年齢は小学校就学の始期に達するまでの子
〔対象経費〕 ○ 宿直・休日勤務等を免除された医師の代わりに宿直等に勤務する非常勤医師にかかる人件費（宿直等手当）	〔対象経費〕 ○ 診療日における、短時間正規雇用の勤務形態により勤務する医師の労働時間短縮分を補填した非常勤医師にかかる人件費
〔対象部分〕 宿直等免除医師 1 人あたりにつき ・宿直：週 1 回（原則） ・日直：月 1 回（原則） ※医師確保が困難な地域や、特殊なスキルを要する医師が必要な場合など、例外的に認められる場合もあり	〔対象部分〕 フルタイム（8 時間） (1) 1 日の労働時間が短縮されている場合（6 時間勤務） 短時間勤務 6 時間 2 時間 8 時間－6 時間＝<u>2 時間／8 時間が対象部分</u> (2) 1 週間の勤務日数が短縮されている場合（週 3 日勤務） 短時間勤務医師の勤務日：月・水・金 非常勤医師の勤務日：火・木 火・木（8 時間ずつ） <u>8 時間／8 時間が対象部分</u>
〔基準額〕 ○ 1 医療機関あたり 60,000 円×延勤務回数（年間）（※ 1）	〔基準額〕 ○ 1 医療機関あたり 60,000 円×1 日あたりの非常勤医師勤務時間／8 時間（※ 2）×延勤務回数（年間）
〔補助率〕 ○ 県 1／2、医療機関 1／2	〔補助率〕 ○ 県 1／2、医療機関 1／2

（※ 1）フルタイムで宿日直した場合は宿直 1 回、日直 1 回と数える。

（※ 2）フルタイム（一律 8 時間と想定）に対する非常勤医師勤務時間で按分する。

（※ 3）宿直等免除医師、短時間正規雇用制度活用医師の人数制限なし。

（※ 4）宿直等代替医師活用支援、短時間勤務に係る代替医師活用支援あわせた基準額の上限は 1 医療機関あたり 5,000 千円とする。